

川崎市高津市民館運営審議会委員の委嘱について

選出区分	新委員		現委員	
	委嘱期間	氏名	氏名	現職
1号 (区内に設置された学校の長)	平成27年8月1日から平成28年4月30日まで		竹口政雄	川崎市立新作小学校長
		山上悟司	須田充	高津区PTA協議会副会長
2号 (区内の社会教育関係団体等から推薦された者)			田村富彦	高津区文化協会事務局長
			金俊一郎	高津区地域教育会議議長
			秋元晴男	高津区全町内会連合会理事
3号 (区内在住の社会教育に関する経験を有する市民)			迎スミ子	川崎市男女共同参画センター館長
			仙北谷力	公募
4号 (学識経験者)			鈴木文治	田園調布学園大学 人間福祉学部心理福祉学科教授
5号 (区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者)			山本多央子	東高津中学校PTA書記

平成26年5月1日から平成28年4月30日まで

平成27年8月1日から平成28年4月30日まで

選出区分

1号
(区内に設置された学校の長)

2号
(区内の社会教育関係団体等から推薦された者)

3号
(区内在住の社会教育に関する経験を有する市民)

4号
(学識経験者)

5号
(区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者)

現職

現委員

委嘱・任命期間

氏名

現職

氏名

氏名

現職

関連法規〈抜粋〉

●社会教育法（昭和24年 法律第207号）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

●川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）

（審議会）

第21条 市民館の円滑な運営を図るため、市民館ごとに市民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、館長の諮問に応じ、市民館における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

●川崎市市民館運営審議会規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第4号）

（選出区分）

第1条の2 条例第21条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 区内に設置された学校の長
- （2） 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者